

「第8弾かめおか応援クーポン」実施概要

1 事業の目的

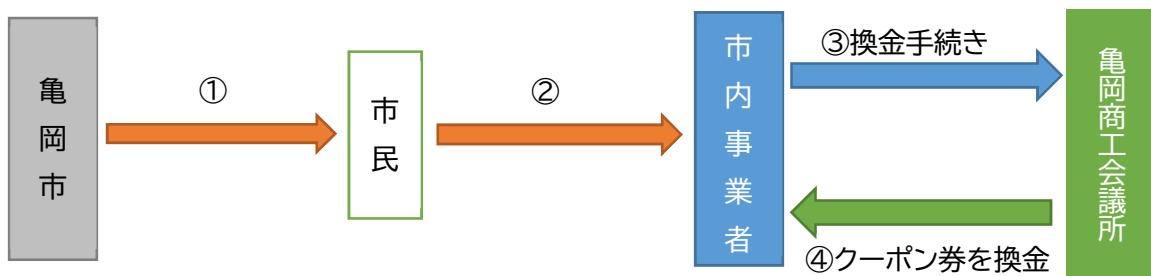
食料品価格等の物価高騰に伴う事業者及び市民生活支援を目的として、亀岡市民1人につき5,000円分(500円券×10枚)のクーポン券を配布する。
(国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用)

2 事業概要

◆発行クーポン券について

各クーポン券は、会計時1,000円につき1枚利用できるものとし、換金及び分割使用は不可とする。
(例:会計が3,500円であればクーポン券は3枚まで利用可能)

(実施イメージ)



※クーポン券の利用等については、これまでの「かめおか応援クーポン」と同様

◆クーポン利用期間

令和8年3月15日（日）から令和8年6月30日（火）まで

◆利用可能店舗

- ・以下のすべてに該当する事業者とする。
 - ア) 本市内でサービス業・小売業などを営む事業者で事前に市に対し登録申込を行っていること
 - イ) 取扱店のサインを掲示していること
 - ・店舗登録については令和8年6月30日まで随時受付し、市HPへ掲載。
 - ・令和8年1月30日(金)までに登録のあった店舗については、「利用可能店舗」冊子へ掲載し回覧する。

3 クーポン券配布対象者

令和8年1月1日時点で住民基本台帳に登録のある市民及び令和8年1月2日からクーポン券利用期間の令和8年6月30日までに転入もしくは、出生により市民となった人

4 クーポン券の取り扱い

(1) 遵守事項

- ・クーポン券は、利用可能店舗での物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ・クーポン券の現金への換金は不可
- ・使用期間を過ぎたクーポン券は無効

(2)利用対象とならないもの

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ
- ・ギフト券や切手などの換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にて提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課、公共料金
- ・換金性があり、本来の利用範囲を超えて広域的に流通しうるものを購入する取引
(各種金券・ギフト券、切手、電子マネー等)
- ・他決済サービスやポイントサービス等の原資(チャージ料金)

5 換金手続き【重要】

換金手続きについては、「亀岡商工会議所」で手続きを実施。

(1)換金受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年8月31日(月) 期限厳守

※換金受付は令和8年4月1日からですが、初回の支払いは4月末頃になる見込みです。

※換金受付期間を過ぎての請求は**一切受付できません**ので、早め早めの換金請求をお願いいたします。

(2)換金の流れ

ご提出いただいた請求書の内容を確認後、請求書提出の翌日から6営業日を目安に振り込み。

(3)必要書類

- ①クーポン換金請求書
- ②振込先口座の確認ができるもの(通帳表紙と見開き1・2ページのコピー等)
- ③利用済みクーポン原本

6 実施スケジュール

日程	内容
2月初旬～3月中旬	対象者へクーポン券を順次発送(簡易書留郵便)
3月15日(日)	クーポン利用開始
4月1日(水)	換金受付開始 ※初回支払いは4月末頃を予定
6月30日(火)	クーポン利用期間終了
8月31日(月)	クーポン換金請求期間終了